○新冠町広報広告掲載基準

(平成25年10月1日訓令第9号)

(目的)

第1条 この基準は、新冠町広報 (以下「町広報」という。) への広告掲載に関し必要な 事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 町広報 新冠町が発行する広報誌のことをいう。
 - (2) 広告 町広報誌内に表示される有料広告をいう。

(掲載可能な広告等の範囲)

- 第3条 町広報に広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインは、新 冠町広告掲載要綱及び新冠町広告掲載事務取扱要領(以下「要領」という。)の規定に 準ずるものとする。
- 2 町税の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。

(広告の規格)

- 第4条 広告の1枠あたりの規格は、縦4センチメートル、横5.5センチメートルと する
- 2 前項と異なる規格については、別途協議のうえ、定めることとする。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は町長が指定する。

(広告掲載期間)

- 第6条 広告を掲載する期間は、1月単位とする。
- 2 広告掲載の開始日及び終了日は別途町長が定める。
- 3 広告掲載希望者が望むときは、町長は複数月の申し込み及び掲載を認めることができ
 - る。ただし、最長期間は12月とし、更新を妨げない。

(広告掲載希望者の募集)

- 第7条 広告掲載希望者の募集は、町WEBページ及び広報にいかっぷ等の広報印刷物で公募することとする。
- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うこと ができるものとする。
- 3 町長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第8条 広告掲載希望者は、要領第8条に規定する「広告掲載申込書(第1号様式)」により、郵送、FAX又は電子メールで、町長に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

- 第9条 町長は、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。
- 2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、掲載希望者に対し要領第9条に規定する「広告(掲載・非掲載)決定通知書(第2号様式)」により通知するものとする。
- 3 町長は、広告掲載希望者が、第5条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。
 - (1)公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
 - (2) 公共的性格のある私企業で、町内に事業所等を有するもの
 - (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で町内に事業所等を有するもの
 - (4) その他私企業又は自営業等
- 4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第5条に規定する枠数を超えるときは抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第10条 広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という)は、掲載内容及び条件を記載した要領第10条に規定する「広告掲載承諾書(第3号様式)」を町長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第11条 広告主は、広告原稿を町長が指定する期日までに、指定する場所に提出する ものとする。
- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料及び掲載期間)

- 第12条 広告の掲載料は、1枠当たり月額3,000円とする。
- 2 広告主は、広告掲載料を町長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(延滞利息)

第13条 広告主の責めに帰すべき理由により、第12条の規定による広告掲載料の支払いが遅れた場合においては、新冠町税条例(昭和41年新冠町条例第21号)第19条に規定する延滞金の支払いを広告主に請求することができる。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

- 第14条 広告の内容及びデザイン等については、新冠町及び町広報誌の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、町長が審査を行うとともに、広告主と新冠町が必ず協議することとする。
- 2 デザイン等広告表現に関する基準は、第3条に規定するものの他は、別途協議のう

え、定めることとする。

(広告内容等の変更)

第15条 町長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、あるいはその おそれがある、又はこの基準等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広 告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

- 第16条 町長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。
 - (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
 - (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
 - (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
 - (4) 広告主、広告の内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれが あるとき、又はこの基準等に抵触するものであるときで、前条の規定によって も解消できないとき
 - (5) その他、町広報誌の広告掲載が適切でないと町長が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

- 第17条 広告主は自己の都合により、町広報誌の広告掲載を取り下げることができるものとする。
- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により町長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

- 第18条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の 総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第19条 広告主の責に帰さない理由により新冠町が広告を掲載できなかったときは、 掲載できなかった月数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった月数が1月未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

- 第20条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の 責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第21条 この基準に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、新冠町の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第22条 この基準に疑義があるとき、又はこの基準に定めのない事項については、別 途協議の上定めるものとする。

(準用)

第23条 この基準に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は新冠町広告掲載要 綱及び要領の規定を準用する。

(委任)

第24条 この基準の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。